

高知県は東京圏からのUターン・Iターンを対象とした

移住支援金制度に子育て世帯加算を新設しました

単身：最大60万円

世帯：最大100万円

子育て世帯加算：最大30万円×18歳未満の帯同人数

※市町村により加算額が異なります。

対象者

【東京23区の在住者または東京圏から東京23区へ通勤している者】

移住直前の10年間で通算5年以上、東京23区に在住または東京圏（条件不利地域を除く）※に在住し、東京23区へ通勤していた方。

ただし、直近1年以上は、東京23区に在住または通勤していることが必要。

また、東京圏（条件不利地域を除く）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間に加算可能。

高知県へ移住

以下の①～⑤のどれかに該当する必要があります。

就業等

①対象求人
に就業した方

マッチングサイト『高知求人ネット』に掲載されている対象求人に就業した方。
※求人が掲載された日以降の応募に限ります。
※5年以上継続して勤務する意思があること。
※3親等内の親族が経営を担う法人でないこと。



②専門人材に
該当する方

プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して県内企業に就業した方。

③起業した方

1年以内に起業支援金（高知県創業支援事業費補助金）の交付決定を受けた方。
※起業支援金については高知県産学官民連携課までお問い合わせください。

④テレワーカー

自らの意思によって移住し、移住先で移住前の業務をテレワークで引き続き行う方。

⑤関係人口

※一部市町村のみ実施
(土佐町、中土佐町)

以下のいずれにも該当すること。
・移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する方（関係人口）のうち、移住先の市町村が個別に定める要件に該当する方。
・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更及び進学に伴う転入ではない方。

移住支援金を申請

受給までの流れ

【移住先の市町村へ申請】

移住して就業等したのち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給。

・移住支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること。

※中小企業等へ就業の場合は就業後3か月以上であること。

起業支援事業を活用した場合は交付決定後1年以内であること。

移住

※移住後3か月後
1年以内

移住先の市町村
に申請

市町村から
支給

◆ 「移住支援金」に関するお問い合わせ

市町村名	受付窓口	連絡先	市町村名	受付窓口	連絡先
東洋町	総務課 企画調整室	0887-29-3395	土佐市	企画財政課	088-852-7609
室戸市	まちづくり推進課 移住促進室	0887-22-5167	いの町	総合政策課	088-893-5855
奈半利町	地域振興課	0887-38-8182	日高村	企画課	0889-24-5126
田野町	まちづくり推進課	0887-38-2813	佐川町	まちづくり推進課	0889-22-7740
安田町	地域創生課	0887-38-6713	越知町	企画課	0889-26-1164
北川村	産業政策課	0887-32-1221	仁淀川町	企画課	0889-35-1082
馬路村	地域振興課	0887-44-2114	須崎市	元気創造課	0889-42-3951
安芸市	企画調整課	0887-35-1012	中土佐町	まちづくり課	0889-52-2365
芸西村	産業振興課	0887-33-2113	津野町	まちづくり推進課	0889-55-2311
香南市	地域支援課	0887-57-8503	梶原町	まちづくり推進課	0889-65-1111
香美市	定住推進課	0887-53-1061	四万十町	にぎわい創出課 移住定住係	0880-22-3281
南国市	企画課	088-880-6553	黒潮町	企画調整室 地域振興係	0880-43-2177
高知市	地域活性推進課 移住・定住促進室	088-823-8813	四万十市	企画広報課	0880-34-1129
大豊町	産業建設課	0887-72-0453	土佐清水市	企画財政課 地域づくり支援係	0880-82-1181
本山町	まちづくり推進課	0887-76-3916	三原村	地域振興課	0880-46-2111
土佐町	企画推進課	0887-82-2450	大月町	まちづくり推進課	0880-73-1181
大川村	むらづくり推進課	0887-84-2211	宿毛市	企画課 移住定住推進室	0880-62-1256

◆ 移住支援金全般に関するお問い合わせ

高知県移住促進課

電話 088-823-9740

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070401/>

移住促進課

◆ 移住支援金の「対象求人」に関するお問い合わせ

高知県商工政策課（認定企業に関すること）

電話 088-823-9792

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/>

商工政策課



高知求人ネット

高知求人ネット（対象求人に関すること）

電話 088-855-7748

<https://kochi-jinzai.jp/>

◆ 起業支援金に関するお問い合わせ

高知県産学官民連携課（起業支援金の要件等に関すること）

電話088-823-9781

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121701/>

産学官民連携課

◆ 移住に関するお問い合わせ

一般社団法人高知県移住促進・人材確保センター

電話088-823-9336

<https://kochi-iju.jp/>

高知家で暮らす

注意点・補足

以下の場合、移住支援金の全額又は半額の返還を求める場合があります。

- ・ 虚偽の申請であることや就業・起業の実態がないこと等が明らかになった場合
- ・ 5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合 など

市町村によって、年度内に申請を受け付ける上限数は異なります。また、移住支援金を受給するための要件として、別途市町村によって独自の要件を定めている場合がありますので、あらかじめ、転入（予定）先の市町村の担当課に詳細をお問い合わせいただくようお願いします。

東京圏とは東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のことをいい、うちの条件不利地域は以下のとおりになります。

【東京都】：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】：山北町、真鶴町、清川村